

（目的）

1. この要領は、第一薬科大学 危機管理規定第3条第（1）オ 感染症（含む食中毒）に係わる感染症のうち、指定感染症[感染症法第6条にある既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの]の対応に関するものである。

（指定感染症の感染の防止）

2. 第一薬科大学（以下、本学とする）における新型インフルエンザや令和2年政令第60号から指定感染症として定められた新型コロナウイルス（COVID-19）の指定感染症の感染者の発生及び拡大を予防するため、以下の症状を有する学生・教職員は、留意事項の確認と適切な対応・行動するものとする。

（1）息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

（2）重症化しやすい方発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は特に留意すること。

（3）上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談すること。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。）

（情報収集および提供）

3. 新型コロナウイルス等の指定感染症に関する情報については、厚生労働省ホームページに掲載されている情報などの公式情報を確認するようにする。なお、指定感染症については、日々状況が変化するため、必要に応じて、総務課等より最新の情報や追加的な留意事項を再度提供するものとする。

（感染の予防）

4. 感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けること等が重要である。

これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていない一方で、一定の条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されている。集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、

（1）以下の3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられることから、感染を予防するものとする。

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・密集場所（多くの人が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という

（2）以下の留意事項については常に心がけ、感染の予防を徹底するものとする。

- ① 正しい手指衛生（手洗いや手指消毒）を心がける（※）。
- ② 咳エチケットや正しいマスク着用を心がける。
- ③ 流行時には、人混みへの不要不急の外出を避ける。
- ④ その他、感染予防に必要な事項を行う。

（日々の健康管理と報告）

5. 学生および教職員は日々の健康管理を徹底すると共に、毎日の健康観察記録（体温および症状、行動、家族の健康の有無等）を所定の健康フォームに入力し、報告を行うものとする。

（国内出張・旅行の自粛要請の事案）

6. 国内における新型コロナウイルス感染症等の指定感染症の拡大により、感染リスクが非常に高まっている場合（緊急事態宣言時期等）、自身の感染および家族と学内関係者の感染を防止するため、国内の出張・旅行においても以下の通りとすることが望ましいものとする。

（1）福岡県外への不要不急の出張は自粛する。

（2）必要な出張であっても福岡県外への外出は延期することが望ましい。

（3）県外への移動・帰省など自粛する。やむを得ず移動した場合、学生はクラス担任・アドバイザーに相談して、感染状況に応じて地域ごとに対応する。

※最新の情報は厚生労働省のホームページにて確認する。

（海外への渡航制限等）

7. 学生・教職員による海外渡航の可否については、外務省の感染症危険情報レベル（以下、「感染症危険レベル」と

いう。) (※) に基づき、以下の通りとする。

(1) 感染症危険レベルがレベル4 (退避勧告) およびレベル3 (渡航中止勧告)」とされている国・地域への学生・教職員による大学用務としての渡航は不可とする。

(2) 感染症危険レベルが「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」とされている国・地域への学生・教職員による大学用務としての渡航については、教職員等においては所属長の許可を要することとし、学生等においては原則渡航不可とする。これらの国・地域に、学生等が大学用務としての渡航を希望する際には、所属長からの申請に基づき、海外出張の手続きに沿って、渡航の可否の判断を仰ぐものとする。

(3) 私事旅行については、「感染症危険レベル2以上の国・地域」への渡航は原則として控える。

(海外渡航歴のある学生・教職員への対応等)

8. 海外渡航歴のある学生・教職員への対応については以下とする。

水際対策強化に係る新たな措置 (28) (厚生労働省発出令和4年5月20日) に準じて取り扱う。

(要旨) 国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分する。

(1) 「赤」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、入国時検査を実施した上で、検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機を求め、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば、退所後の自宅待機を求めない。このうち、ワクチン3回目接種者については、宿泊施設での待機に代えて、原則7日間の自宅待機を求めることとし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続を求めないこととする。

(2) 「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、入国時検査を実施した上で、原則7日間の自宅待機を求めることとし、入国後3日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅待機の継続を求めないこととする。このうち、ワクチン3回目接種者については、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないこととする。

(3) 「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者については、ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、入国後の自宅待機を求めないこととする。

※詳細は、「水際対策強化に係る新たな措置 (28)」(厚生労働省) を参照すること。

参照 表1 感染症危険レベル

レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則 (IHR) 第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態 (PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態 (PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態 (PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。

出典; ※外務省 海外安全ホームページ; [https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)

参照 表2 福岡県受診・相談センター

保健所（受診・相談センター）	電話番号（平日 8:30～17:15）	夜間・休日の連絡先
筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	新型コロナウイルス感染症 一般相談窓口 092-643-3288
粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	

参照 表2 福岡市・北九州市・久留米市 受診・相談センター

保健所（受診・相談センター）	電話番号（24時間対応）
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-711-4126
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9750

※新型コロナウイルス感染症に関する心の相談

福岡県精神保健福祉センター092-582-7700

平日（祝日、年末年始を除く） 9時～16時

対象：福岡県に住んでいる方（福岡市、北九州市以外）

（感染症法の指定感染症に伴う欠席・休暇の扱い）

9. 感染症法第6条の指定感染症に指定された新型コロナウイルス等の感染症に関する対策行動計画の「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」の具体的な対応方針に係わる事案である。

なお、感染の拡大や本学関係者の発症などの状況によって、柔軟な対応をとるものとする。

（1）かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または受診相談センターから紹介された医療機関において新型コロナウイルスのためのPCR等の検査（以下「検査」とする）を受ける場合

・学生は、学校保健安全法を根拠とした「出席停止」扱いとする（欠席扱いとしない）。

欠席する際は、クラス担任・アドバイザーに電話又はメールでその旨を連絡し、後日欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族等が連絡を行うものとする。

・実務実習中の学生は、別途定められている実務実習おける指示に従う。

・教職員は、総務課に電話又はメールで連絡し、当面の間は特別休暇とする。

（2）検査で陽性となった場合（感染の確定）

ウイルス反応陽性者は保健所が指定した施設等で療養する。

・学生は、学校保健安全法を根拠とした出席停止（欠席扱いとしない）とする。

出席停止に該当する学生が発生した場合の出席停止プロセスおよびその後の対応は「指定感染症に感染が疑われる対応」のフローチャートを参照として対応する。

・教職員は、特別休暇とする。

（3）検査で陰性となった場合

① かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または受診相談センターから紹介された医療機関から指定感染症に感染していない、又は治癒と診断される前（当日）まで

・学生は、欠席扱いとしない。ただし、持病等による発熱の場合は除く。

欠席する際は、クラス担任・アドバイザーに電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族等が連絡を行うものとする。

・教職員は、特別休暇とする。

② かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または受診相談センターから紹介された医療機関から指定感染症に感染していない、又は治癒と診断された後（翌日から）

ア. 症状が継続する場合

登校・出勤の自粛を要請し、原則として欠席扱いとしない。欠席する際は、クラス担任・アドバイザーに電話又はメー

ルでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族等が連絡を行うものとする。連絡を受けた者は、科目責任者、実務実習担当教員、教職員は総務課および医務室への報告し、情報を共有する。

イ. 症状が消失した場合

学生はクラス担任・アドバイザーに電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。連絡を受けた者は、科目責任者、実務実習担当教員、教職員は総務課および医務室への報告し、情報を共有する。

(4) 家族等が感染した場合

① 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

- ・ 学生は、家族等の当該感染症の可能性がなくなるまで欠席扱いとしない。
- ・ 教職員は、家族等の当該感染症の可能性がなくなるまで特別休暇とする。

② 同居している家族等が感染した場合

- ・ 学生は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して原則 5 日間を出席停止とする。
- ・ 教職員は、感染した家族等と最後に濃厚接触をした日から起算して原則 5 日間を特別休暇とする。

③ 大学内（あるいは実習施設）に感染拡大のリスクが高まると判断された場合例）同居している家族等が感染者になる可能性、PCR 検査を受ける必要が生じたなど、・感染拡大のリスクが消失するまで、①と同様の対応とする。

(5) 海外から帰国した場合

- ・ 「8. 海外渡航歴のある学生・教職員への対応」を参照すること。
- ・ 待機期間：学生は出席停止、教職員は特別休暇とする。

(6) 風邪等による症状の場合

- ・ 学生は、原則として欠席扱いとしない。

欠席する際は、学生課に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

- ・ 教職員は、総務課に電話又はメールで連絡し、当面の間は年次休暇をとる。

その後、県内等での感染者の発生以降は、1 週間を目途に特別休暇とする。なお、感染拡大を抑制する観点から、職務専念義務免除や特別休暇(出勤が著しく困難であると認められる場合)の適用も検討する。

【学生および教職員の対応表】

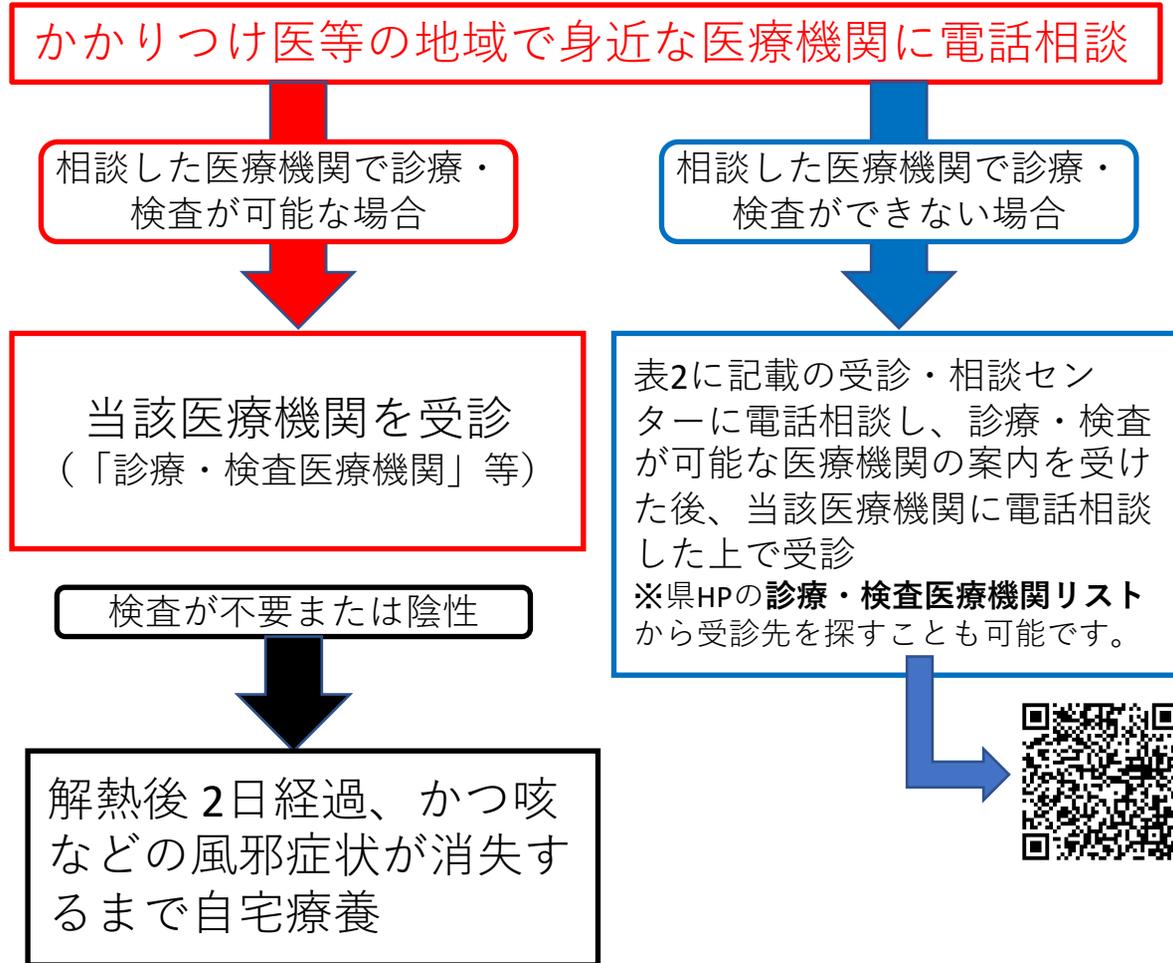
	風邪症状	検査期間	陽性確認	陰性確認以降	
				かかりつけ医または受診相談センターから紹介された医療機関から指定感染症に感染していない、又は治癒と診断される前	かかりつけ医または受診相談センターから紹介された医療機関から指定感染症に感染していない、又は治癒と診断された後
				症状あり	症状なし
学生	欠席扱いとしない	出席停止		欠席扱いとしない	登校
教職員	有給休暇	特別休暇		有給休暇	出勤

7. 指定感染症に感染が疑われる場合などの対応マニュアル

(1) 感染が疑われる場合の対応

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談	発熱 (37.5℃以上) などの風邪症状や強いだるさ息苦しさがある場合
第一薬科大学 医務室 電話：092-541-0161 (内線 355) Mail:y-okamoto@daiichi-cps.ac.jp 教職員が感染疑いの学生を把握した場合は、相談センターに相談するよう指導し、クラス担任、アドバイザー、科目責任者、実務実習担当教員に電話またはメールで連絡する。医務室も情報共有する。	かかりつけ医等の地域で身近な医療機関または最寄りの受診・相談センターに電話相談し、診療・検査が可能な医療機関の案内を受けた後、当該医療機関に電話相談したうえで受診する。  例) 福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル：092-711-4126

発熱等の症状がある場合の相談・受診方法  
～受診前に必ず電話相談をしてください～



- ・ 受診前に必ず電話相談をしてください。
- ・ できる限り公共交通機関以外で受診してください。
- ・ 来院時間を守り、マスクを着用してください。
- ・ 保険証を持参してください。

※第一薬科大学連絡先：  
薬学部学生課：092-541-0161（内線 326）  
看護学部事務室：092-559-7331  
医務室：092-541-0161（内線 355）、E-mail：y-okamoto@daiichi-cps.ac.jp  
「自宅療養報告」→webによる報告  
「健康観察記録表」→2週間記入（メールまたは後日提出）